



## 後期高齢者医療制度 4月からスタート

### 【制度のポイント】

- 75 歳以上の人を対象です（一定以上の障害のある人は 65 歳以上）。
- 3 月末までに、新しい保険証が 1 人に 1 枚交付されます。老人医療受給者証をお持ちの人は、制度開始の際、手続は不要です。
- 申請や届け出等の窓口事務は松浦市で行い、制度の運営を長崎県後期高齢者医療広域連合が行います。
- 保険料の納付は、原則として年金天引きとなります（年金額が年額 18 万円未満の人等を除く）。
- これまで加入されていた国民健康保険や社会保険などから移行することになりますので、これらの医療保険で負担していた保険料に代わり、後期高齢者医療制度の保険料を納めます。
- 社会保険などの被扶養者としてこれまで保険料を払っていなかった人には、一定期間猶予・軽減措置があります。

### 医療給付と窓口負担

- 医療給付の種類は、現行の老人医療と同じです。
- 高額介護合算療養費が設けられます。  
同一世帯の被保険者において、医療保険の自己負担と介護保険の自己負担の両方が生じた場合、これらを合わせた額について年額での上限額が設けられ、負担が軽減されます（高額医療・高額介護合算制度）。
- 医療機関での窓口負担は、現行の老人医療と同じです。  
病院や診療所などの窓口での **自己負担の割合は 1 割**（現役並み所得者の人は 3 割）と変わりません。  
※ 3 割負担となる現役並み所得者に該当するかどうかは、同一世帯の被保険者の所得と収入により判定します（市町村民税課税所得 145 万円以上、かつ、収入が後期高齢者複数世帯 520 万円以上、単身世帯 383 万円以上）。  
窓口負担は、月ごとの上限額が設けられています。  
自己負担限度額を超えた高額療養費は、今まで同様、ご指定口座に振り込む方法等で支払われます。

### そのほかに受けられる給付

- ① 健康診査を受けることができます。  
原爆被爆者健診受診対象者や介護施設の入所者などは除きます。
- ② はり・きゅう施術の助成を受けることができます。  
指定を受けた施術所で受ける「はり・きゅう」に対して月 5 回まで、1 回あたり 700 円を助成します。
- ③ 被保険者が亡くなられた際には、葬祭費として、2 万円を支給します。



○ 問合せ先 保健年金課医療係  
長崎県後期高齢者医療広域連合 ☎ 095 - 816 - 3930